

まもりすまい保険設計施工基準第14条の修正に伴い

RC造等*の防水工法の

「包括3条確認書」の取り扱いが簡略化されます



*RC造の他、SRC造・S造・CB造を含む

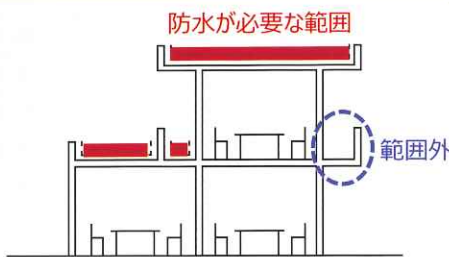
日頃よりまもりすまい保険をご利用いただき、誠にありがとうございます。

まもりすまい保険設計施工基準 第14条（防水工法）の修正にともない、RC造等*の防水工法（陸屋根・バルコニー・外廊下）については、一般的に流通しているJASS8「防水層の種類※」に記載の防水工法を採用する場合は、防水材製造者の仕様によることにより、保険申込の際に「包括3条確認書」の提出が不要となりました。

簡略化の対象

陸屋根・バルコニー・外廊下において
防水が必要な範囲に（右図参照）
次の防水工法を使用

一部でも屋内部分になる場合は、防水が必要な範囲となります



- ✓ JASS8「防水層の種類※」に記載の防水工法を採用する
- ✓ 防水材製造者の仕様により施工する



保険申込の際に「包括3条確認書」の提出が不要となります

（包括3条確認書の提出が不要となった工法）

※ JASS8「防水層の種類」に記載する防水工法

- アスファルト防水
- 改質アスファルトシート防水（トーチ工法・常温粘着工法）
- 合成高分子系シート防水
- 塗膜防水

「包括3条確認書」の提出が不要となる防水工法・メーカーについては、裏面「廃盤となった「包括3条確認書」発行一覧」をご参照ください。

裏面参照

なお、従前のおり「包括3条確認書」の提出が必要な防水工法（JASS8に記載がない防水工法）は、
● ポリマーセメント系塗膜防水工法 ● 混和剤によるコンクリート改質工法等 が該当します。

詳しくは、技術部技術管理課までお問い合わせください。